

摂津市「ごみガイドブック」官民協働発行业務仕様書

本仕様書は、摂津市「ごみガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の協働発行业務に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、摂津市（以下「市」という。）と協働発行业務者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

1 事業概要

ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民がごみの分別方法や排出ルール等を正しく理解できるよう、ごみの分別区分、収集日、出し方、各種手続等に関する情報に企業の広告（以下「広告」という。）を加えたガイドブックを、事業者のもつノウハウを活用して協働で発行する「官民協働事業」として実施する。

2 発行時期

令和9年年7月下旬

令和10年7月下旬

令和11年7月下旬

3 発行部数

総発行部数 各年6,000部（内訳は次のとおり）

（1）窓口配布分 5,900部

（2）広告掲載者提供分 100部

4 規格等

（1）組版 A4判、4色フルカラー

（2）頁数 表紙：4ページ 本文：24ページ程度

（3）紙質 表紙：上質紙＜44.5＞A判、81.5g/m²相当
本文：上質紙＜44.5＞A判、81.5g/m²相当

（4）製本 中綴じ

5 主な掲載内容

（1）ごみの分別及び排出方法に関する情報（例：分別区分、収集日、出し方、注意事項 等）

（2）ごみの減量化及び資源化に関する啓発情報等

（3）広告

6 作成経費

事業者はガイドブックに広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

7 広告の掲載

- (1) 全誌面に対する広告の割合は概ね30%以下（面積比）とする。
- (2) ガイドブックに掲載できる広告については、摂津市広報紙広告掲載要綱第2条の規定を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市と協議の上、決定することとする。
- (3) 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。
- (4) 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。
- (5) 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた事業周知を行う。

8 制作方法

- (1) 市は事業者ガイドブックの制作に必要な情報を電子データ等で提供する。
- (2) 事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、ガイドブックの企画編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 事業者は、ガイドブックの制作に関し以下の事項を遵守すること。
 - ア 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとする。
 - イ 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。
 - ウ 広告の制作は、事業者が行うこと。

9 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者がガイドブックの制作のために収集した情報及び広告は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

10 納品

- (1) 事業者は、ガイドブックを市が指定する場所（2箇所）へ納品すること。
- (2) 事業者は、ガイドブックの納品時に全ページ分の電子データ（PDF形式）を市に提供すること。

11 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供した情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 事業者が独自に収集した情報及び広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。